

石川県公報

令和6年1月16日(火曜日)

号 外

(第2号)

目 次

規 則
○石川県組織規則の一部を改正する規則 (行政経営課) 1

規 則

石川県組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年一月十六日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第一号

石川県組織規則の一部を改正する規則

石川県組織規則(昭和三十九年石川県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条第四項中「企画振興部課長を」の下に、「商工労働部に商工労働部課長を」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第十三条第四項の規定は、令和六年一月一日から適用する。

